

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本学に置く教育研究評議会(以下「評議会」という。)に関して必要な事項は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)(以下「法人法」という。)及び国立大学法人東京農工大学組織運営規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、<u>農学研究院、工学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、農学部及び工学部の教授会並びに大学教育センター、先端産学連携研究推進センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター及び放射線研究室に置かれる運営委員会に委任することができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本学に置く教育研究評議会(以下「評議会」という。)に関して必要な事項は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)(以下「法人法」という。)及び国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、<u>組織運営規則第4条第2項及び第5条第1項に定める大学院及び学部の教授会並びに同規則第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設の運営委員会に委任することができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>副学長(学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第4項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)</u>を置く場合には、当該副学長(当該副学</p>

<p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 削除</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 削除</p>	<p><u>長が2人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>
--	--

附 則 (教規程第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。